

島根原子力発電所2号炉 審査資料	
資料番号	EP-061改58(回1)
提出年月日	令和2年7月31日

令和2年7月
中国電力株式会社

島根原子力発電所2号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（技術的能力1.0 重大事故等対策における共通事項）

No.	審査会合 実施日	コメント内容	回答状況	回答内容
1	平成26年10月14日	要員数の確保について、高圧・低圧注水機能喪失の対処に必要な要員数のみが示されているが、使用済燃料貯蔵槽の冷却等、他号機を含む同時発災の場合に必要な要員を考慮しても、必要な要員が確保できることを説明すること。また、同様に使用済燃料貯蔵槽の冷却が必要となるなどの同時発災の影響を考慮しても、水源の容量が確保できることを説明すること。	第843回審査会合（令和2年3月5日）にて説明済	燃料プールへの注水及び他号炉との同時被災を想定した、要員の充足性、資源の必要量について確認し記載した。 （資料1-1-7 647～660ページ参照）
2	平成26年10月21日	水源の確保について、資料では当該号機の炉心のみを考慮しているが、当該号機の使用済燃料プール等や、他号機の同時発災を考慮しても、必要量が確保できることを説明すること。またその際には、必要に応じて、火災発生に伴う対応での水源の使用も考慮に入れること。	第843回審査会合（令和2年3月5日）にて説明済	他号炉の燃料プールのスロッシングに対する水の補給及び内部火災に対する消火を想定し、必要量について記載した。 （資料1-1-7 647～660ページ参照）
3	平成26年11月20日	他号炉での事故の想定について、先行PWRでの議論を踏まえて想定を見直すこと。	第843回審査会合（令和2年3月5日）にて説明済	他号炉での事故想定として、燃料プールのスロッシングを想定している旨記載した。 （資料1-1-7 647～660ページ参照）

島根原子力発電所 2号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（技術的能力1.0 重大事故等対策における共通事項）

No.	審査会合実施日	コメント内容	回答状況	回答内容
4	令和2年3月5日	同時発災時の指揮命令の混乱を避ける観点から、中央制御室における2号炉の指揮・命令が廃止措置中の1号炉の影響を受けることなく行えるよう、体制を検討すること。また、同時発災時の初期消火体制についてもあわせて整理して説明すること。	第870回審査会合（令和2年6月30日）にて回答済	<p>以下のとおり、体制を見直した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室において号炉ごとの指揮命令系統を確立 ・夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の体制において、専属の初期消火の責任者（自衛消防隊長）1名を、新たに配置 ・緊急時対策所の要員参集後の体制において、プラント監視班員を1名から2名（1名増員）に変更 ・夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の体制において、大規模損壊発生時に活動を期待する、「運転補助要員2名」を組織体制図において明確に規定する。 <p>（資料X-1-11「「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について」添付資料1.0.10 重大事故等対策の体制について 1.0.10-2～4,7～9,11,12,18～21,24,32,34,37,39～43,46,68ページ参照）</p>
5	令和2年3月5日	大津波警報発生時の対応として、敷地近傍で地震が発生した場合と敷地遠方で地震が発生した場合とで対応を分けているが、適切に判断できるような手順を作成すること。	第870回審査会合（令和2年6月30日）にて回答済	<p>発電所から近傍・遠方であることを津波予想時刻や震源地からの距離により判断することとしていたが、より運転員が判断に迷うことなく対応できるよう、大津波警報が発令された場合は、原子炉を停止する手順へ記載を見直した。</p> <p>（資料X-1-11「「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について」添付資料1.0.8 自然災害等の影響によりプラントの原子炉安全に影響を及ぼす可能性がある事象の対応について1.0.8-1ページ参照）</p>